



特集 容器包装プラスチックの 分別収集が始まります

～プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル～

問生活環境課 本2階 TEL 0 2 8 7 (2 3) 8 7 0 6

現在、プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。このような背景から、プラスチックの資源循環の取り組みを促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が、令和4年4月1日から施行されました。

大田原市では現在、プラスチック使用製品について、「ペットボトル」と「白色トレイ」を資源ごみとして分別収集、再商品化しており、その他のプラスチック製品は「もやせるごみ」で収集していますが、上記の法律に基づき、**令和6年4月1日から新しく、「容器包装プラスチック」の分別収集を始めます。**

分別方法や出し方、注意点など、分別収集についての詳細は今後お伝えしていきます。はじめてのお知らせとなる今回の特集では、新しい分別項目である「容器包装プラスチック」とはどのようなものなのか、皆さまにご案内します。

●容器包装プラスチックとは

食品や日用品などの商品を包んでいる「包装」、または商品が入っている「容器」のうち、商品を出したり、使ったりした後、不要になるプラスチックです。

容器包装プラスチックに該当するものには、本体や外箱、外袋などにプラマークがついています。

プラマーク
が目印!



▼容器包装プラスチックの例

食品の袋、雑貨の袋、ペットボトルのラベルやキャップ、洗剤のボトル、卵のパック、弁当の容器など

▼容器包装プラスチックではないもの

プラスチック製のおもちゃ、CD・DVD・BD およびケース、バケツ、スプーンやフォークなどの食器、ストロー、クリーニング袋、ハンガーなど、容器や包装ではないプラスチック製品

●容器包装プラスチックってどんなもの？

プラマークがどこにあるか、どのようなものなのか身の回りを探してみましょ



▶お菓子の袋（スナック菓子）
袋の裏面に表示があります。袋はアルミコーティングされていますが容器包装プラスチックです。



▶フードパック
パックの底に表示があります。印刷ではなく、容器に直接表示されています。



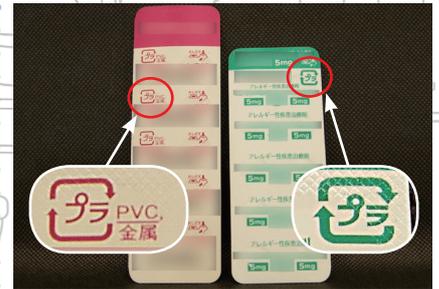
▶たまごパック
ラベルやパックに表示があります。



▶お菓子の袋（チョコレート）
袋の裏面に表示があります。対象となる部分が指定されています。（外袋・個包装）



▶雑貨の袋
袋の中の台紙に表示があります。対象となる部分が指定されています。（袋）



▶鋭剤の包装シート
アルミ箔がついていますが容器包装プラスチックに該当します。



▶食パンの袋
袋に表示があります。対象となる部分が指定されています。（留め具・外装）



▶マウスウォッシュのボトル
ラベルに表示があります。対象となる部分が指定されています。（ボトル本体・ラベル・キャップ）



▶梱包材・緩衝材
袋に表示があります。袋も中の発泡スチロールも容器包装プラスチックに該当します。



▶お弁当の容器
容器に直接表示があります。対象となる部分が指定されています。（容器本体・ラップ）



▶プラスチック食器の袋
袋に表示があります。中の食器は製品プラスチックなので容器包装プラスチックではありません。



▶ペットボトルのラベル・キャップ
ラベルとキャップに表示があります。ペットボトルの本体はペットボトルとして分別します。

プラマークは容器包装プラスチック本体だけでなく、ラベルなどに表示されている場合があります。材質や用途により、プラマークが印刷されているものと、刻印が成型されているものがあります。分別収集が始まるまでまだ時間がありますが、プラマークがどこにあるか、普段の生活の中で意識してみてください。